

義公・烈公と領民

仲田 昭一

はじめに

今年は、義公歿後三百年、烈公生誕二百年という記念の年に当たります。江戸時代が安定期に入りましたいわば平時に、道義・道徳の確立をその根本に据えられて藩政に当たられた義公。逆に烈公は、内憂外患ともごも至つた乱世の舵取りに当たられた藩主と云えるかと思えます。そこで、この講座でも、両公の顕彰記念として「義公・烈公から学ぶもの」とのテーマを掲げ、両公から教えを受けてまいりたいと思えます。本日は、その第一回目としまして、「義公・烈公と領民」と題しました。両公が、藩主として領民に対してどのような姿勢で臨み、また実際にいかなる政策を实践されていったかを確認しながら、今日問われ続けている諸問題の解決へのヒントを学んで参りたいと思えます。

水戸藩主の姿勢

そもそも、江戸時代の幕藩体制において大切なことは、幕府と藩、また藩主と領民との間に人格的信頼関係の存することであつたと思えます。これについて、義公・烈公に限らず水戸藩の藩主達は、領民に対してどのような姿勢で臨んでいたかを観て参ります。

まず、義公光圀の当時、農民への年貢高を決定する方法として検見法を用いて居りました。それは、直接その土地に入って収穫高を確認することでありましたが、それには藩の役人を派遣するのが通例でありました。しかし義公は、「必ず農民が自分達に有利なように申告してくるに違いない」と、多くの役人が反対する中であつて、それを農民自らに当たらせました。農民達は、大いに感激して素直に上納したのです。これを聞いた他藩の百姓達は、「自分達も水戸藩の百姓であつたら、そのような恩恵にあずかつたものを、まことに残念なことである。」と羨ましがつたとは『玄桐筆記』に記されております。

四代宗堯（成公）は、「国を保ち、人の上に立つ者は、その国の領民や役人がおのおのその所を得ることを以て職分とする。則ち、藩主たる者は、各人がそれぞれに働く場所を得て、その力を発揮することが出来るようにすることに努めなければならぬ。自分は、その誠心をもって家臣・領民に及ぼし、彼らの好むところを好み、嫌うところを悪まばおそらくは当たらずと雖も遠からんと思う。もし、一人でもその所を得られない者があれば、その罪は皆吾れ一人にある。このような思い

で、常に一事を命じ、一言を令するにも、まず自分から反芻してその事を出すのである。」と常に語っておりました。成公は、二十六歳の若さで急逝しましたが、義公の再生とまで称えられた藩主であり、その急逝は誠に惜しまれたものでありました。（『水戸紀年』）

九代斉昭（烈公）は、襲藩間もない頃、経済不況・凶荒連続の藩情の中にあつて、「いかにすれば、國中一統それぞれその所を得、安穩に立ち行く様になるうか。」と日夜憂慮しておりました。農人形を鑄て食前に供へ、「朝な夕な飯喰ふことに忘れじな恵まぬ民に恵まるる身は」と唱へ、農民に感謝することを常とされたことは皆さんご承知の通りです。また、藩政の急務としては「検地・学校・家臣の総交代」という内憂問題と、「土着」則ち海防・国家存立に備える外患問題とでありました。常に、国家が安泰であるように、国民が平穩に生活できるようにと心懸けておりました。

これらは皆、当時の藩主達が「愛民」、即ち民を愛することを理想としていたことを示していると同時に、その実現に苦慮されていたことをも示しているといつてよいでしょう。この理想は、慶応四年（一八六八）三月の五箇条の御誓文とともに示された明治天皇の御宸翰に「今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其の所得ざる時は、皆朕が罪なれば云々」とあるように、御歴代陛下の御理想でもあられたことはもちろんでありました。

また、具体的な藩政の方針は、寛政三年（一七九一）五月、六代藩主治保（文公）が、直接領民と接する郡奉行に与えた次の文書に見ることができます。則ち、郡奉行の心構えや、当面する課題とその解決への精励とを手書して与えたものであります。要約して参ります。

君は民の父母であるから、どうか百姓共が困窮しないように努めなければとかねがね思ってきた。しかし、自分一人がいかにそのように思ってみても、其の方達が自分の心を受けて民政に当たってくれなければ、その思いを実現することは出来ない。

また、一方で、其の方達が我等が意を受け、手厚く取扱いたいものだとか心を尽くしても、役所の下級役人達がよくその意味を飲み込んで、百姓達に接する姿勢が、あたかも自分の家のことを思うように身を入れて心を尽くさなければ、広くその愛民の心が行き渡ることとは決して出来ない。下級役人達は、身分は軽いものであるが、大切な政事に拘わるものである。であるから、まず清廉を根本とし、賄賂等を取り受けることなど決して無いように、世俗にいう山師などと云う者を近づけず、目前の小利を考え、上の益のみに泥み、後世の障り

になるような目論をいたさず、領域全体が礼儀に厚く、心を尽くして、育子のことや荒地を切り起こし、用水を引くことなどに専心し、生活の仕方全般にわたって質朴にし精励させることが肝要である。（『水戸紀年』）

ここには、藩主は、常に「民の父母である」との理念を持ち、民を慈しむ心を忘れずにと心を砕き、家臣にも、この「清廉・質朴」の精神を忘れず、風儀を正し、育子・開発等民政に尽力することを求めたことが明らかであります。

これについては、義公の精神を継承した藤田幽谷先生が、『正名論』の中で、「君臣の名分を正す」ことを国家改革の根本とされております。それでなければ、尊卑位を易えて礼儀を欠き、貴賤おのおのその職分を尽くす所を失い、強者は弱者を凌いで省ることなく、多数者は少数者を無視して横暴を働き、ついには国家は破滅するであろうと喝破され、まずは「国家」の在り体を確認することが大切であると述べております。

また、『安民論』の中では、君たる者（今、これを政治家としてみるとよいでしょう）則ち国家をあずかる者は、国民の生活を安定させることが最も重要な使命である。それがかなえば、国民は君を敬い、その君に親しむのである。であるから、君は国民すべてを我が子同様に思うことである。その赤子が一人でもその所を失えば、父母たる者は少しの間もこれを座視することは出来ないであろう。政治の掌に当たる者には、この「少しでも人の痛みを思いやる」という惻隱の情（これが仁のひとつであります）が求められるのであり、最も心がけなければならぬことであると指摘しております。何れも、あるべき国家観を示し、政治家論を展開したものであると思えます。

さらに云えば、この国民生活安泰の前提として、その国家が存立していることは当然なことであります。寛政四年（一七九二）のロシア使節ラクスマンの根室来航に脅威を感じ、「天下の憂い、何れかこれより甚だしからん、これ強兵の良機にして失うべからざるなり」と藩主文公に建白され、天下の人々に対外危機を訴えられました。その後、文政七年（一八二四）五月二十八日には、水戸藩大津浜に異人上陸という大変事が起こり、幽谷先生は、その子東湖先生に「無断上陸の異人は斬れ」と必死の覚悟を命じられ、一族あげて、国家の危機に対処しようとされたこと、これまた皆様ご承知のことでございます。

義公と領民

次に、義公と領民との関係について、主に『水戸紀年』の記事から年次を追って見て参りましょう。『水戸紀年』は、水戸藩の学者であり、郡奉行を務めた石川慎齋が文政九年（一八二六）から十年にかけて編集した水戸藩の貴重な藩政記録であり

ます。

寛文二年（一六六二）九月には

一 諸法令二十七条及び士家婚儀、諸饗宴の制十三條を命ぜらる。また頻年士農の窘窮きんきゅうを察したまい、節儉質素の制令を執政の臣及び諸物頭、町奉行、郡奉行に命ぜらる。また、士庶の法令を定め、風儀を正し、諸有司政事に情るべからざる旨、厳に命ぜらる。全て七條なり。その意甚だ丁寧懇切なり。

とあります。「窘窮きんきゅう」は「苦しみ極まる」と云う意味です。経済安定の基本として、「質素儉約」を訴え、「風儀を正し、勤勉を奨励」したものです。これについては、『西山遺聞』にも次のように記されています。

西山公常に宣えらく、天下国家の主より、士・庶人に至るまで、儉約を第一の徳とす。今や天下久しく治まりて、人々おぼえ知らず、衣服・馬鞍・腰刀のかざり、諸々の器物・食物・家造に及ぶまで、男女共に奢侈に趨きたるゆえに、その国用・家費たらず、是併しながら、上たる人の心を用いられず、ただ栄華にのみ習い暮らし給うより、其の風俗自ずから下に及べり。剩へ諂へつらいの進献に美を尽くし、なお其の執事・近習の輩に至るまでも、各美物を与えてお髭の塵を払う。この風一度行われて、後々は天下の困窮となれり、況や土木を好み給う代には、諸国の手伝いを借り給う故に、国主万金を費やす。国主苦しむ故に、其の士・農・工・商を虐げて一国の困窮となれり。治平久しければ、何れの世もこれなり。舜禹の徳を慕う迄こそあらざらめ。せめて漢の文帝の節儉にまませし故に、天下豊かに、人々その所を得て、安堵の思いをなせし時を、人主は目当てにして、身持ちを慎むべき事也。士・庶人のせばき家の内とても、程々にしたがいて儉約をまもれば、親類友達を助けやすく、子孫に芸術教えるも貧しからず。但し節儉と吝嗇りんしょくと紛るるものなり。この間をよくよく弁うべし。吝嗇なれば、上たる人には諸人なづかず、下たるものも親族・朋友むつまじからずして、人倫の義理を欠く事のみなり。

この「節儉」については、義公が家臣や領民にだけ強いた者ではなく、義公自らも実践されたところです。『桃源遺事』の中で、尾張公が証人になっております。ある時尾張公が義公に招かれて懇談したが、その居間は、美麗の想像に反して至極粗末な普請で部屋も狭く、天井や壁は反故紙で貼られていた。中には自分の出した手紙もあった。接待の女中は化粧もなく、粗末な着物であった。我が藩では、よくよく下の女中にもいないほどの者であった。自らの夏冬の衣服、朝夕のお膳も質素なものであったと驚嘆し、教訓として家臣に申し聞かせたと。

次ぎに、同年の十二月

執政の臣に謂て曰く、夫れ諸有司威強く、権を専らにすれば下情通ぜず、政教行われず、生民を侵害することこれより大なることはなし。卑賤至愚の言をも熟察すべし。政理の得失弊風、吏人は論ずるなし。凡そ士人たるもの意見あらば上聞すべし。言路閉塞実に懼るべし。汝等諸有司、謹んで此の言を忘るべからず。

とあります。これから述べて参ります義公に関する事柄の背景は、これらの姿勢にあらうかと思えます。

寛文三年十一月十五日の條には以下数力条が載っております。

一 親しく中山信正が家に臨んで七十の初度を賀し玉う。机杖及び銘を作りて賜う。世久しく養老の礼廢したるが、またこの時より行わる。

とあります。付け家老中山信正の古希の祝いです。今で云う高齢者福祉でありましょうか。

一 今年、下町清水道成る。平賀勘衛門秀保奉行たり。三宅十衛門繁正添役たり。笠原澗泉より府下十町目まで路程凡そ二千九百五十八間五尺一寸、また曰く水道凡そ三千七百九十有五歩。その雇役二万五千三百六十人。また曰く用夫二万六千人、費金五百五十余両なりとぞ。(寛文九年四月、柵町成る)

これは、ご承知のように、飲料水不足に苦しむ下市の町民のために笠原水道を設けたことです。小田原の早川上水、江戸の神田上水などに次いで日本で十八番目の上水道です。平賀は、元佐倉藩堀田家の家人で数理・天文・地理に明るい人物。頼房公に仕えて郡奉行となります。三宅も郡奉行を務めた人物。笠原は、不動尊を祀った所、頼房時代から木々の枝葉まで折ることを厳禁したことから、水源の涵養に役立ったところです。現在の環境問題を考える上でも、貴重な存在です。平賀は、この笠原不動尊に一昼夜参籠して、水源地と定めたと云われています。現在種々の問題を起こしつつある事業関係者が続出しておりますが、その掌に当たる者の範としたいところです。

次は、寛文八年(一六六八)十二月の記録です。

南領小鶴川、小堤村弾正谷より紅葉村まで新に田野を穿つ。船路を通し、米粟諸品を運輸せんとす。都下僥倖の者数人、来てこれを官に請う、許さる。神谷津ほりきり人夫四十八万六千四百四十二人まえ。谷津より紅葉まで通計三千四百三十三間なり。高さ九丈五尺より四丈九尺に至る。海水より紅葉川の水二丈二尺三寸高しと云う。この時郡奉行平賀勘十郎なり、遂に成らず。

これも公共事業で、やがて松波勘十郎による「勘十郎堀」で有名になる運河開削の先駆をなす者です。江戸は本小田原町の佃九郎兵衛、浅草天王町の花嶋屋らの嘆願があり、流通経路を整備して庶民の生活向上の一助にしようとしたものでした。当時、仙台藩や相馬藩など東海海運の奥州船の荷物は、海難を避けるために那珂湊から涸沼経由で北浦・霞ヶ浦へ、さらに利根川を関宿まで遡って江戸川へ入り、江戸への内川廻りをとっていました。これによって、海老澤津役所や小川運送方役所が置かれ繁栄することになるわけですが、小鶴川と巴川を結び、海老澤から下吉影までの陸送を舟運として輸送の便を図ろうとしたものでした。平賀勘衛門が関係し、雄大な計画でしたが、地理的・地質的に無理があったようです。

延宝元年（一六七三）八月には、義公の水戸帰国の一例があります。

今秋、公北領を巡検したまう。八月二十三日勿来の関、入四間。二十九日金砂山。九月三日八溝山。四日鷲子。七日那珂舟行にて帰らる。十月笠原山田獺、卒伍山を囲みて狩る。

義公は、藩主時代三十年間で十一回帰国していますが、これは五回目で四十六歳の時で、翌二年五月に江戸へ戻っています。遠路しかも山岳地域を精力的に巡検している姿が浮かんで参ります。

この在国中の延宝二年（一六七四）に、次にあるように行方の玉造村を訪ねています。

玉造村浜と云うところの孝子弥作に公自ら金一掬を賜て曰く、「これ汝が至孝を感じて天の与えるところなり」と。儒臣に命じて其の伝を作らしむ。

弥作は夫婦で足腰の不自由な老母を世話していましたが、やがて妻も病気となり、これを実家に返して、愚直にも一人老母を世話しながら受け作（小作）を続けていた。義公の助成によって田畑を購入し、独立したのです。伝記は中村願言が著し、文政五年（一八二二）に藩留守居物頭小宮山楓軒が墓表を記し、明治になって『幼学綱要』の「孝行」の例として採用されました。町の東福寺境内に銅像が建っています。

このような例は沢山ありますが、元禄四年（一六九一）十一月、義公隠居の後に山形村無事（武次）衛門、父母に徳行、兄に事えて善く悌なり。西山公白銀若干を賜いて賞せられ、また儒臣に命じて其の伝を作らしむ。この事、封内の諸民に知らしめ、門々戸々弥益し、孝弟忠信を宗とし、五倫を正し、人道を守るべき旨、町奉行・郡奉行諸民に触れさすとす。

とあります。武次衛門が父母に懇切に孝行を尽くし、盲目の兄を養い、結婚後も夫婦揃って孝養を尽くす様に、母も盲人の兄も人に対する度に、真つ先に夫婦が孝行

を語りだして涙を流し喜んだとのこと。北領を巡行の際に立ち寄って称美があり、綱條公も金銀若干を下されております。

また、元禄三年（一六九〇）三月には

疲癃残嫉・貧困・单飢^{たんけい}及び年八十以上の民を賑て凍餒^{とうたい}なからし

む。また、凶年の備えに雑穀を蓄わえさせ、豊稔といえども鰥寡孤独・老廢無告ものには雑穀を給して賑濟し給う。今に至るまで一々その制に従う。また、病馬を養うことあたわざるものには蜀豆を給す。また、府下の倉廩^{そうりん}、もし炎にかからば士民の食極て乏かるべしとて、府下側近の村里に穀倉を置きて蓄う。また、去年今年、郡官の検見を罷めて、村里の長たるものをして自ら検見をなさしむ。

ともあります。これも、高齢者福祉を含むものです。

今日、高齢者への介護保険制度がスタートしましたが、本来の「福祉」の在り方とは如何なるものであるのか、法律な裏付けがなり、職務としての介護となりますとそこに義務的・形式的な面も現れます。今後の重要な問題としてお互い考えて参りたいものです。

延宝六年（一六七八）には

夫人をして後楽園に遊ばしめ、田を墾て耕し、また糸を繰り木綿を織らしめ、耕織の艱苦を觀せたまう。

とあります。夫人に領民の艱難辛苦を知らしめることですが、これについては『桃源遺事』に綱條夫人季姫に同様の経験をさせていますし、『西山遺聞』には女中に松の草村（現緒川村）の小川で、寒中の川に入って紙を漉く様を見せて、紙を大切にする心を育てております。

同 七年二月には

封内南方の山村猪鹿多く、田園を損ず。去年輕率三十人、また今春二十三人を出して銃を放て防がしむ。

近年、土家頻りに貧困す。これ内外無用の雑多多きが故なり。今より嚴に節儉を守り、風儀を改め正すべき旨、婚葬等省略十五條を命ぜらる。

とあります。農民の為を思い、また節儉を勧めたものです。

元禄二年（一六八九）六月には藩主として最後の就藩となります。

一 南・武茂の二郡と松岡・太田二郡との田作り検見邪正異同有りて一定せず。諸有司に建議せしめ、公英断したまい、南・武茂を正法として自今一法に改め給う。（八月）

一 今年、郡宰に謂てのたまわく。近年境内の民大いに窮して生を安んぜざる

者ありや。租税軽重を失するや、訟獄の断決公ならざることありや。凡そ政事の得失利害詳に議して上言すべし。・・・時に郡宰皆報答して「郡邑無事静謐一條の悪弊なし」という。公聞きて大いに怒り給い、「汝等職を奉ずる甚だ緩怠等閑なり。予が指揮のみを待ちて、問えども猶一同の是非を論ぜず。郡邑の広き、人民の衆き、何ぞ一條の過失弊風なきことをえんや。官に臨んで無状これより甚だしきことはなし」と、大いに譴責したまへり。

一 土家拝借金今より五年、元利返納を許す。農商拝借も一割の息になしたまう。然るに富有の農賈、かし金高利を貪る。貧なる者益々貧に、富むる者は益々富みて有余、不足を補うの意にあらず。宜しく公の意を体して民間の貸金も自今一割の息を定めとすべし、令あり。

一 凡そ執政大夫、評定所に出て政務を決し、是非曲直分明に裁断あるべし。土地人民のことは勿論、政事細大となく、百事稽滞あるべからず。自分月番の順次を置いて、脱漏遺忘なからしむべしと命ぜらる。

一 境内分付山銭、野山銭、甲乙差ありて平均ならず。また藥品・菓実の類を民の命じて採用す。頗る民力を費勞す。自今これを止む。また弁金は元金を入れて息はゆるすべし。また、海魚を官に納るも民間通用の値を以て錢を賜うべし。その他、紙漉・官米運送・土地肥瘦・畝歩広狭各免、用捨免等のこと数條を命ぜらる。これ皆、仁徳の至りなり。下民、此の意を奉じて徳沢を感戴し、生業に怠ることなかれとなり。

検見・課税の適正化・役人の領民への公平な執行と職務への精励・諸物への適切な値段決定などありますが、これらはみな領民への愛情から来るものであります。

義公のこのような優しさはどこから来るものであるかといえますと、次にあります貞享元年（一六八四）八月の出来事に、その一端を見ることができると思えます。

大老堀田正俊と稲葉正休まさやす傷害事件。堀田邸、諸侯奔走して門前市の如し、義公正休邸に及んで問うこと懇切なり。公の常に強を抑え弱を憫み給うことすべて此の類なり。（綱吉の生類憐れみに対して、幕府執政に）今や生育の仁鳥獸に及ぶ、甚だ美事なり、然れども人も罪有れば殺す、況や鳥獸をや。余が近隣の犬、我が厨房に入りて肉を盗む。余命じてその犬を殺さしむ。卿等よく思うべしと。

これは、美濃青野藩主で若年寄の稲葉正休が將軍綱吉の命を受け、従兄弟でも

あつた大老堀田正俊に辞職を勧めにきたが、逆に老中大久保忠朝に殺害されたものとされている事件です。生類憐れみの令を批判した事と併せて、権勢におもねらず正理のある弱者に味方しようとする義公の姿勢を示すものでもあります。

また、元禄六年には

鈴木宗与に命じて、単方三百九十余方を集めて『救民妙薬集』と名付け、刊せられ、僻遠の民医薬に乏しく、往々死に至る者あり。これを憫み、この書を授けらる。初め、西山公薬局を邸内に置きて病あるものを療せしむ。また藩士江戸にある者、父母妻子兄弟病みて死なんとす。帰省を請えば、有司先やりて後上言す。永制とす。

とあつて、医療面でも農民に貢献しています。

義公の最後として、死刑について見て参りましょう。封建時代は死刑も厳しく殺伐とした時代であつたともいわれますが、義公はこれについても慎重でありました。

元禄十二年に次のようなことがありました。

今年、西山公殊に愛玩したまう鶴あり。天神林村の者、密にこの鶴を斃す。公此の者を港口蚤賓閣の庭上に引す。自ら刀を挺て、既に其の頭を撃んとし給いけるが、一禽を以て人命の重にかゆべからずとのたまひ、俄に刀をおさめて赦し給う。

殊に断獄を慎せられ、縦い死刑に決すとも反復丁寧、生路を求め、必死に決するも再び上言せしめ、其の上にて死に処せらる。

また、『西山遺聞』に次のような「親殺しの愚民」のことが載っております。

御国許山家の在に、親殺しの者ありて、吟味のありける。この者山家育ちと申しながら、殊の外愚なる者にて、罪と思ひ侍らず。人の親を殺し候はば咎にもあるべく候、己が親を殺して何の咎あるべきやとて、以ての外の言葉也。尤も御法の通り、重きお仕置きに相極むるゆえ、詮方なく右の次第を言上に及びける。公、聞こし召し、暫く仕置きを免さるるの趣、是によつて、宜しき儒者を召して仰せ付けられ候は、この者御預けなされ候間、三力年の間、出精して学文致さすべきなり。おろそかに仕り候はば、其の方不調法に仰せ付けらるべしと、嚴重の御事也。予つて三年学問致させし所、初めて重科の事を呑み込み、大いに驚き、我と御成敗の儀を申し出けるにより、其の節御法の通りに、御仕置き仰せ付けられしとなり。

義公は、これらに見られるように、人命を尊重し、事の是非をよく吟味し、心を清らかにして自ら罪を悔いる心に戻して責任をとらせております。問題となつてい

る死刑廃止論についても考えさせられるものがあります。

烈公と領民

次ぎに烈公と領民について見て参りましょう。天保四年（一八三三）七月二十八日、郡宰に諭して凡そ次のように述べております。

我等は相続以来、郷村在町の儀については日夜心を勞する処、近世の風習として上の言う事が下に通ぜず、下の状況が上に通ぜざる義も是有るであろうと、此の処別して心配いたす也。先ず人は父母ありて生まれるとはいいなから、天より生じ給うと云うことよくよく知るべし。その内、幸不幸有りて、幸に王公貴人に生まれたる者は人の上になり、不幸にして下万民と生まれたる者は人の下となる事にて、愚昧の我等が如き者も此の処を領して人の上に立つからは、家中を初め百姓町人に至るまで撫育せんと思えば、相続以来打ち続き誰知らざる者もこれ無く、莫大の入用これ有ると雖も家中へは借り上げなど申し付けず、常々の衣は木綿服を用い、食は一汁か、又は一菜のみにして悉く省略し、この度の在国にも用金は申し付ないことは、百姓町人共の生活を治し、何れも父母へ孝道を尽くされ、子弟の教育も行き届くようにと思うからである。又奢侈を制し、博打を禁じたるも皆人々のためを思う故の事であるのに、我等が思う如くには奢侈・博打止まざるは、畢竟上の事下へ通ぜざる故なるべし。

（中略）

農業を怠り、果ては経営に詰まるといつて、天より授かりたる賜物を我が物のように思い生死を自由にするは如何なる心ぞや。よくよく考えて見よ。我が身は父母の分けたる身であり、我が子は我が身を分けたる身なれば、我が子を殺すは我が身を殺し、父母を殺すも同じきに似て、天道に於いてあるまじき事也。然る故に、其の悪風を改めさせるために、奢侈を制し、博打を禁ずる也。

今又、我等が日々の勤めにも拘わるほどの普請向きまで差し控え置くは、人々の分家をも取り立てんと思うなればなり。我等が領民のことを思つて日夜心勞することを察して、奢侈・博打等を止め、力を勞して勸農し、今日の経営には差し支えなく、孫彦に至るまで数多くなり、一村互いに睦まじくして助け合うようになるこそ、いかばかりか樂しかるらめ。（以下略）

ここには、領民の上に立つ者の責任を自覚すると共に、育子に努め、分家を認め、領内繁栄にいたさんとする藩主としての意気込みが窺えます。

また、当時の藩主としての恐怖の一つは飢饉到来であります。その対策の一つとして

稗倉があります。藤田東湖先生の『常陸帯』には「稗倉は義公の創め給う所にて

代々の君是を継ぎ給い、中納言の君に至りて殊に夥しくなりぬ。凶年の備えくさぐさ有りとも、米穀を蓄えれば五年七年に一度旧きを出して新しきに替えざることを得ず。」とあつて、稗倉は義公時代に創設されたもので、この精神を代々の藩主が継承してきたものであり、殊に烈公時代に増設されたと述べています。『水戸藩史料』には、その実態を次のように記してあります。

寛文・延宝之際、封内郡村陸田草高百石に付き、穀稗三石の割を以て徴収し、各地に倉廩そうりんを置き、年々歳々之を積み入れ、創始より明治廃藩の時に至るまで一力年も欠くことなく、巨万の蓄積を成せしものなり。

即ち、陸田百石につき三石の割で毎年蓄え置き、これが明治四年の廃藩まで続いたのです。その設置地域としては

南郡の	堀	吉田	栗崎	海老澤	上戸	芹沢	下玉里
東郡の	高野	石神外宿	瑞龍	幡	小菅	小木津	
西郡の	戸村	菅谷	石塚	増井	長倉	上小瀬	小野
	久那瀬	大内					
北郡の	大里	大宮	高柿	山方	中染	矢田	

の二八カ所でありました。このうち、西郡小野の稗倉は八田郡役所の一部を移転し建設したものとされています。

また烈公は、直接領内を巡検し、自らの目で実態を確かめることに精力的に努めました。史館物書国友尚克の巡村手記（天保四年八月）を見て参ります。

二十一日朝より出御にて松岡組御巡村。御供若年寄（上下五人）御目付並びに御通事以下諸士以上僅かに十七人、御同勢都合八十余人、馬八匹、人足九十人ばかりなりと云う。御先代御見合いは上下三百七・八十人故、郷中人馬の御入用日々五百余人も召し使わされ候処、最初より殊の外郷中を御厭い遊ばされ候尊慮の上、殊に当月朔日大風雨の後は、別して御省略仰せ出され、耆人づつも人足減じ候様にとの尊慮にてかくの如く御減少故、郷中皆々有り難がり申し候。

先例御旅館にては不寝の番致し候に付き、御目付方等大勢お供仕り候処、この度は右の儀も御止め遊ばされ、百姓人足の中にて耆兩人も差し置き、その他は郡方手代は是非出張居り候事なれば、右の者へ見回り申し付くべしとの御事也。御旅館へは御屏風等相回り候儀も先例の処、是又尊慮屏風などの大振りなる物、遠路持ち運び候ては人足沢山の費えに相成るべく候処、外より見通しに相成り宜しからざる処これ有り候はば、有合せ候戸にてもふすま唐紙にても当座に用い候て苦しからずとの尊慮、御膳所役人も別には御供これ無く、御医師

西村元春御供の処、是へ仰せ付けられ、時々心を付け候様にとの御意にて、総て「視民如傷之至意たみをみることいたむがごときし」より出させられ候御儀にて、前例これ無き儀の処、日々の人足へ御扶持方下し置かれ候。

御巡村中、御昼食は腰兵糧にて好きと仰せられ、すかりを仰せ付けられ、日々御むすびを御腰へ付けさせられ候故、御供の面々下上となく残らず兵糧にて村々の蘇息莫大なり。御羽織はサヨミ之御羽織を召させられ御紐も木綿打ちの御紐なり。御近所勤めの面々も羽織地下し置かれ候故着用御供致し候。

この巡村も、人足の大幅減、簡素な装具、「握り飯」の腰弁当に質素な麻のサヨミの羽織を着ての旅であり、領民の負担を最小限にしようと配慮されていました。全てこれ「視民如傷之至意たみをみることいたむがごときし」から来るものでありました。

この巡村で八月二十七日に小菅村（現里美村）の孫兵衛に与えた手書を見てみま

す。
この度山中の村々一覽いたす処、城下近郊よりも却って田畑手入れよく見ゆる也。この度の巡村に付て、俄に手入れしては、かくの如く綺麗にはなる間じく、畢竟常々行き届き故と大悦思う也。何れの百姓を見ても、男女共に髪を飾りて手よこれざるは、末業の町人を学びて怠り奢るものと忽ちに知る也。昨日見受けたるに、髪には鬘へっこまがいの櫛、又は銀の笄こうがいなどさして衣装取り結びたるは、この国の者にてはある間敷く、定て近国より我等の通りを見に来る者なるべし。凡そ百姓の義は、田畑を飾り、宜しき高を増やして多く持ち、面々髪の飾り、衣装などには取り構いなく、尚博打等の悪遊は損になることと能々心得、子供多く繁栄し、他国より来る者を水吞など云て卑しめず、睦まじく付き合い、互いに助け合うようになりて、勝手直れば髪などの飾りはいつにても為は出来る事也。兎角に、末業の町人風を学ぶが何より悪しき事也。されば、婿取り嫁取りも美女みめ形によらず、心ざしよくして、父母兄弟をたいせつにし、朋友の交わり睦まじく、今日の勤めを励み、悪遊をせざる者を選びて婿とし嫁とすべし。心得悪しき者にては、親の死にたる後は家をも亡ぼすもの也。かく我等思うところを能々推察して、百姓共互いに申し合わせて、人々のためになるようにすべきなり。昨夜此の処を泊とした印に、書き付け置く也。髪・衣装など飾りたるものの田畑は必ず見悪しきもの也。

特に、太字にしたところなどは、誠に感じ入るところです。お褒めに与った孫兵衛の喜びが伝わってくるようです。

また、天保七年（一八三六）は、水戸藩でも大変な飢饉の年でした。先に述べましたように、藩内には稗倉もありましたから、餓死者は殆ど出さずにすみました

が、翌天保八年九月には、勸農のため郡宰に手書（箴言）「専力稼穡勿忘饑饉」

（専らかしよくにつとめ、飢饉を忘れることなかれ）を下し、改めて将来を誠めて
います。天保九年閏四月、郡奉行はこの八文字と次の箴言を意識して各村庄屋に下
付し、各戸一枚づつ配当したのでした。

一 父母を大切にいたし、目したの者えなさけを加え、家ないむつましく暮
し、他人にても年よりを大じにいたし、つねつねはなしをも承り申すべき
事。

一 朝おきをいたし、専ら農業をつとめ申すべき事。

一 育子の儀は時々御触れに成り候通りを守り、その外御触れに成り候は、家
内一同へも申し聞かせ、堅く守り申すべき事。

一 儉約を守り、吉事・凶事に付き候ても手かる専門に致すべき事。

一 博えき悪遊び並に大酒いたし候事は、堅くつつしみ申すべき事。

一 去る申年の大ききんにて艱難辛苦いたし候事を必ずわするべからず、又
子々孫々えも申し伝え申すべき事。

一 麦・粟・稗を多く作り、面々蓄え置き申すべき事。

一 葛・わらびの根はもちろん糧になり候品々は、何によらず日々用い、穀物
を大切に致し申すべき事。

このようにして、農民の生活を維持させるために種々指導を重ねた上に、天保八
年七月八日には次のように「國中一統夫々その所を得、安穩に立ち行くように」と
家老達へ改革の具体策の推進を督励するのです。

我等不肖の身にて祖宗の遺業を奉じ、士民の上に立ち居り候間、及ばず乍ら
日夜憂慮いたし候得共、従来勝手不如意の上、度々の凶荒にて上下いや増し窮
乏いたし、仁政武備を初め何事もこの所にて行き支え、手を束ね居り候段、恐
れ入り候事に候。如何致し候はば、上下勝手取り直し國中一統夫々其の処を
得、安穩に立ち行き候様相成るべきや。

一 家中勝手相応に相成り候とても城下住居にては譜代の家来救助いたし候事
も相成らず、真実の武備相立ちかね候間、行く行く土着致させ、古代の武
士の如く相成り候はば、定めの人馬心懸け候事も相成り、宗族も繁茂いた
し、国の強みに相成り申すべくと存じ候処、如何様の組立にて、摸通よろ
しかるべきや。

一 家中の風儀取り直し、今日の行状は勿論文武の道相励み候様仕向きの儀
は、至って急務と存じ候間、國中最寄り宜しきところへ学校を設け、子弟
とも右の中にて成長いたし、徳行道芸成就いたし候上、夫々召使い、治教

一致に相成るよう致したき処、是又如何様の組立にいたし候はば行き届き申すべきや。

右三力条は、我等年来心を用い候え共、政体へ拘わり候事にて甚だ不易候えば、及ばず乍ら広く衆思を集めて採択致したく候間、和漢古今斟酌いたし、利害得失等勘考の上、組立候存意共委細に相認め、一人毎に内密当月中に差し出すよう云々。

即ち、経済の立て直し、家臣の土着、学校建設の三点です。

このように、烈公は藩主として「民の父母」としての自覚を強く持ち、農民・領民の生活安定・飢饉防止のために必死に心願して参ります。次の天保九年（一八三八）六月三日の諸神社への祈願・参拝がそれであります。

君子は民の父母とこれ有り候えば、かりそめにも国中数十万人の父母と仰がれ候上は、以下で子の飢えに迫るを見るに忍びんや。これによりて今日より七日の間精進潔斎して鹿島・静・吉田・村松・大井等へ五穀成就・万民安穩の大願を立て候得共、日々平常の食を用い候ては、恐懼の事故え、我等並びに簾中初め一同今日より日々粥を食し、上は天の怒りを慎み、下は民の患を救い候心得に候。この上何程凶年候ても、国中の米穀にて我等の食物には差し支えこれなく、また粥を用い候とて、その余りたる米穀国中の潤いにも相成らず候得ども、重役初め国中の人我等の心を推察いたし、人々心次第に米穀を余し候はば国中に飢餓の民はこれ無き道理也。

この参拝の効果があつてか、雨も上がって晴天が続いたことに

民草のためにいのれるしるしとて 日かげもあつき神の恵みか

と詠った烈公の喜びはいかばかりであつたらうか。想像以上のものであつたらうと思われます。

七月二十日には、郡宰が新穀を進献してきたことに関して家老中村与一左衛門へ当年も不気候に付き心配いたし郡官へも種々指揮いたし候に精誠天も感応これ有り候にや、暑さも強く相成り、郷中一統雀躍致し候由にて、昨日は為見大悦致し候。右にては実入りも相応と先々降心致し候。猶この上残暑引張り候様、同意至願候。さて、我等事、部屋住の節より是まで、人の致し候義は色々の事いたし、見候得共、未だ米をとぎ候事と、飯を焚たる事はいたし見申さず候処、幸之儀に候へば、直に昨夜自分にて又登美宮へも申し付けとがせ候て、側にて焚き見申し候。至極よろしくでき申し候。我等が如き者研ぎ候ても、粉にも成り申さず候へば、実入りも宜しき故と存じされ候。右の残りまたまた今朝手製にいたし候故、与一左衛門初め政府の者へ遣わし申し候。笑味致

し候はば、大幸たるべきなり。

烈公が夫人登美宮と一緒に米を研ぎ、飯を焚いている姿は、誠に封建領主とは思えないところではないでしょうか。

そのほかに、医療・厚生面について触れておきます。天保五年（一八三四）に北郡を巡村した折りに気づいたのでありましょう。天保七年に、安寺・持方・武弓三村施薬について、次のことを北郡奉行に命じております。

感冒 清熱飲 二ワトコノ花一匁、花葵根一匁、野菊花五分、消石五分
狂犬咬・鼠咬 傷口へ灸すること六七個、其の後ニンニク。是を搗き潰してつける。毒水流れ出る故、度々つけ替えるべし

右の外、何ぞ好薬もこれ有り候はば、製して三村へ遣わし申すべし。我等も、右の村にこれ有る品にて薬に相成る様にと存じ候とも、夫れまでには存じ付き申さざる故、まず、前法を遣し置き候故、製し候て遣わし申すべし。さては、右村文字これ無き村故、例えば、黄疽の薬に候はば、袋の上へ黄色く染め候人形にても描き候様、それぞれ工夫いたし、先にて分かり候様扱ひ申すべし。先日申し聞かせ置き候百足の油等も拵え候て、遣わし申すべし。巡村の節、元介（安寺村民）へ申し聞かせ候えども、何とも安心いたし申さず、よつてこの段今日便故早々申し聞かせ候。

また、翌天保八年には、天候不順による飢饉の翌年であることから、春来温暖に伴い貧民の間に疾病発生を憂慮し

何症にても発熱には、ミミズの内の泥をこぎ出し煎じて用いる。

発熱予防に、日々ニンニクを少々づつ用いること。

一服の薬より一杯の食を与える方が、何よりも良薬也。

と処方箋を示した後、存分蓄えの稗を差し出し救うことは、施薬より遙かに勝れりと結論付け、水戸の側用人に訓示したのであります。

ただ、この中で、側医師が先年までは馬でも徒歩でも治療に出かけていたのに、この所は駕籠にのみなつてしまった。自分が老齢の身のため、駕籠を頼んで診療に来るのはよいが、駕籠をもって迎えに来させるなどは言語道断と怒っている。これほど奢りが見えてきたということに注目しておきたい。全ての部署に於いて、謙虚に職務に専念する姿勢が失われつつあったところに大きな問題点があったと思われる。

このような烈公の飢饉対策をはじめとする諸施策や領民の指導に感謝して、常磐村の一二戸の農家の人々が「みかげ講」を組織し、天保八年に烈公から配られた書「専ら稼穡に力め飢饉を忘るるなかれ」の掛け軸を掲げて、烈公の徳を忘れず、互

いに励まし合つて農業に勤しんでいったのです。このことは、三輪信善が嘉永三年（一八五〇）五月に後世のために「みかけあふき」を著し、それが安政四年（一八五七）には木版されて領内に頒布され、昭和八年（一九三三）には県庁前に「農人形」が設置された記念にと印刷配付されました。また、明治三十一年（一八九八）には栗田寛博士が烈公顕彰の文を認められ、それが常磐神社境内に「仰景碑」として建立され、今に伝えられているわけです。

むすびに

以上見てきましたように、義公も烈公も、これらの時代の根本を支えているものは農民であり、藩主として存在するのも領民あつてのことと強く認識しております。それだけに、彼らの生活の向上に努め、彼らの生活の安定並びに治安の維持に気を配つたのであり、そのために改革も遂行しようとされたのであります。義公が重んじられた「先憂後楽」の「後楽園」。烈公が実践された「先憂」からの改革実践と「偕楽園」。ここには、民の安泰を願う為政者としての真心を見ることができます。ことに烈公が、天保七年（一八三六）に考案した水不足解消のための水揚機械である「雲霓機うんげいき」などは、飢饉をなんとかしても避けたいとする熱意から生み出されたもののひとつでありましょう。これらのことから考えますと、水戸藩の民政は、単に水戸藩という狭い範囲に止まることなく国家全体の在りように拘わってくるのであります。視野が非常に広いのであります。

今や、科学・通信技術の進歩は、実にめざましいものがあります。ドッグ・イヤ（犬の年齢）と云われるように、その変化は速く、将来の生活の変貌は想像もつきません。しかし、それだけに、より一層人間社会としての温もりが要求されると思つてあります。この科学分野の進歩と人間社会の調和とを図るのが政治であり、われわれ個々の人間であります。各国の歴史・民族を理解し、尊重するとともに、我が国にあつては、各々がその所を得、互いに力を発揮し、その職務の基本に還つて誠実に尽くすこと、また互いに相手を理解し合い、優しさを失わないこと、これらを第一に考えること無くして日々安易に過ごし、個人や個々の企業の利益追求のみに奔走するようであれば、来る世紀に明るい展望は開けないであります。う。「愛民」の定義は難しく、国民全ての要望を満足させ、嬉々として働く「各々その所を得る」施策は容易ではなからうと思ひますが、義公・烈公が領民を愛したように、少なくとも政治の視点はここに置きたいものと思つております。以上を以て、本日は終わらせていただきます。

（平成十二年八月六日講座）

（茨城県立水戸第一高等学校教頭）

